

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第5号

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成27年規則第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第13号中「子」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）」に改め、同項第15号中「日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において）」を「要介護者（以下）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は平成29年4月1日から適用する。